

本当の改正はこれからだ！ 性暴力と刑法

今年6月、明治40年の制定以来、約110年ぶりに刑法の性犯罪規定が大幅改正され、7月13日に施行されました。従来の強姦罪では被害者は女性、膣への男性性器の挿入のみが「強姦」とされていました。「強姦」という言葉は「強制性交等」となり、加害・被害行為や加害者・被害者の範囲が拡大されました。また親告罪の撤廃、監護者によるわいせつや性交等罪の新設、法定刑の下限の引き上げ(と言っても強盗罪と同じ)その他が変わりました。

しかし、「強制性交等罪」が成立するための「暴行・脅迫」要件は変わっていません。ご存じのように「暴行・脅迫」は「抵抗不可能な程度の暴行・脅迫」という内容が含まれています。これがある限り、「どの位抵抗したのか？」と被害者が責められ、警察・検察での二次被害は避けられないのです。最も大きな課題は残されたままなのです。

今回の改正はあくまで「スタート」です。3年後、より性暴力の実態に沿った見直しを実現されるよう、議論を深めていきましょう。



- 日時 2017年11月28日(火)
18時30分～21時
- 場所 ドーンセンター・4F 中会議室3
(大阪府男女共同参画・青少年センター)
- 講師 周藤由美子さん
(性暴力を許さない女の会スタッフ)
- 会費 1000円
*維持会員の方は無料です。

参加は
女性のみ

お問い合わせ

性暴力を許さない女の会

大阪市東淀川郵便局私書箱15号

TEL 06-6322-2313 (毎週火曜日 夜7～9時のみ)